

令和8年度孤独・孤立対策推進交付金
(孤独・孤立対策担い手育成支援事業) 公募要領

令和8年4月30日府孤推第99号
内閣府孤独・孤立対策推進室長

孤独・孤立対策推進交付金(孤独・孤立対策担い手育成支援事業)交付要綱(令和6年4月3日内閣総理大臣決定。以下「交付要綱」という。)及び孤独・孤立対策推進交付金(孤独・孤立対策担い手育成支援事業)実施要領(令和6年4月3日府孤推第7号。以下「実施要領」という。)に基づき、以下のとおり公募する。

1. 目的

孤独・孤立対策担い手育成支援事業は、日常の様々な分野において孤独・孤立対策に取り組む民間団体に対して、運営能力の向上や活動基盤の整備を行う中間支援組織の取組(※)を支援することにより、民間団体による安定的・継続的な孤独・孤立対策を推進することを目的とする。

(※) 中間支援組織による取組例としては、以下のようなものが挙げられる。

- ・ 個々のNPO等の運営基盤(資金調達、会計処理、広報等)を強化するためのノウハウ普及
- ・ 地域の孤独・孤立対策を推進するためのNPO等の人材育成とネットワーク形成の伴走支援
- ・ 個々のNPO等が従来の活動領域を超えて行う取組促進のための専門家派遣やセミナー実施

2. 実施主体

実施要領(「2 実施主体」(1))で定めている要件を全て満たす者。要件のうち、特に「イ 市民活動に取り組む団体に対して、情報提供、相談対応、人材育成、ネットワーク形成等の非資金的支援、活動資金・施設の仲介・提供、市民活動に関する一般社会への啓発等を行う団体であること。」に留意すること。

3. 交付対象経費の区分及び交付率

交付要綱で定められているとおり

4. 交付対象事業期間

交付決定を受けた日から令和9年3月31日まで

5. 応募手続

(1) 募集期間

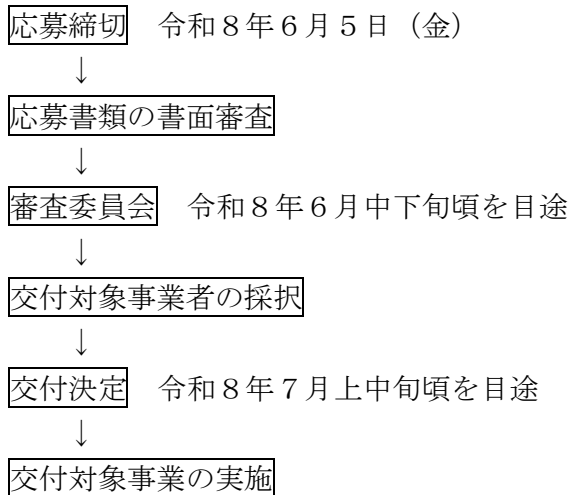
令和8年4月30日(木)～令和8年6月5日(金)

(2) 応募書類及び留意事項

- ① 以下の書類を電子媒体にて提出すること。なお、応募予定者には様式を送付するため、(4)の問い合わせ先に連絡すること。

- ・ 交付申請書（交付要綱別紙様式第1）
 - ・ 添付書類（交付要綱別紙様式第1の別紙1～7、その他添付書類）
 - （※） その他添付書類として、事業内容を分かりやすくまとめた資料を作成すること。具体的には、事業の実施目的・実施体制・実施スケジュール等を含む事業の全容が（図表等を適宜用いながら）集約されたものを想定。この資料は審査の重要な資料となることに留意すること。
- ② 提出された書類は交付決定に関する事務以外の目的には使用しないが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き、情報公開の対象となる。
 - ③ 応募書類の作成等に係る経費について、交付決定の可否を問わず支給しない。また、事業費に含めることもできない。
 - ④ 応募書類に記載する事業内容について、実現可能であるものとする。なお、交付決定後に変更等の必要性が生じた場合は、交付要綱に基づき手続を行うこと。
 - ⑤ 事業実施に当たっては、実施要領（「4 事業実施に当たっての留意点」）のうち、特に「(1) 交付事業者は、一つの都道府県を超えた区域で事業を実施するものとする。ただし、北海道の広域（複数の振興局にまたがる区域）又は沖縄県において事業を実施する場合は、当該区域のみで事業を実施することができるものとする。」に留意すること。

- (3) 応募書類提出後のスケジュールについて
 応募書類提出後のスケジュールの概略は以下のとおり



- (4) 問い合わせ先
 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 内閣府本府庁舎3階
 内閣府孤独・孤立対策推進室 担い手育成支援事業担当
 電話：03-3581-0458（直通）
 ※提出先のメールアドレスについては、応募書類の様式を送付する際、通知する。

6. 応募書類作成上の留意点

- ① 交付要綱、実施要領及び本要領を熟読の上、応募書類を作成すること。

- ② 事業の一部（軽微なものを除く。）を委託する場合は、必要性、委託先の決定方法、委託予定額及び業務範囲を明示すること（検討中の場合を含む。）。

7. 審査の方法

(1) 審査手順

募集期間の終了後、提出のあった5.(2)①の応募書類について、内閣府孤独・孤立対策推進室において書面審査を行い、その後、内閣府孤独・孤立対策推進室が開催する審査委員会において審査し、予算の範囲内において交付事業者の選定を行う。

(2) 審査項目

別紙のとおり。

(3) その他

審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とする。なお、交付事業者の選定に係わる審査の経過、審査結果等に関する問合せには回答を行わない。

評価基準について

事業実施体制及び事業内容について、次の項目を審査する。

評価項目	評価基準
1. 事業実施体制に関する評価	団体設立の趣旨、活動実績等から事業実施団体としてふさわしいか。
	組織体制、財務状況等から事業を安定的に実施できる体制が整備されているか。
	関係機関、関係団体等との連携・協働体制が構築されているか。
2. 事業内容に関する評価	事業の実施主体及び事業計画の内容が交付要綱や実施要領に適合しているか。(※)
	事業実施スケジュールは無理のないものか。
	孤独・孤立対策の気運醸成と取組の普及・拡大につながるか。

※印については、配点を3倍とし、重点的に評価する